

# — 資産管理法人代表者さま向け —

## 団体信用生命保険付き貸貸用不動産ローン

代表者さまに万一のこと(※)があった場合、ローン残高が保険金で返済されるため、ご家族や事業継承をされる方への負担が軽減されます。

※ 団体信用生命保険にご加入の場合は、死亡・所定の高度障害状態、3 大疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞）保障特約付団体信用生命保険にご加入の場合は、死亡・所定の高度障害状態・3 大疾病（所定のがん、脳卒中、急性心筋梗塞）による所定の状態。下記商品概要「10.団体信用生命保険について」をご確認ください。

商品概要		2020年1月6日現在
1. ご利用 いただける方	資産管理法人(※1)の代表者の方(※2) ※1 中小企業基本法第2条第5項に定める小規模企業者に該当することが前提となります。 （概ね常時使用する従業員数が20名以下であり、商業（卸売業、小売業）およびサービス業除く） ※2 下記①～③全てを満たす方が対象となります。 ① 代表権を有し、当該債務の連帯保証人となる方（2名以上いる場合はそのうち1名） ② お借入時の年齢が満20歳以上65歳以下の方で、最終のご返済時の年齢が満80歳未満の方 ただし、3 大疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞）保障特約付団体信用生命保険のご加入は、お借入時の年齢が満20歳以上50歳以下の方に限ります。 ③ お申込時に団体信用生命保険加入申込書兼告知書をご提出いただき、保険会社の審査の結果、承諾となった方	
2. お使いみち	下記対象エリアの居住用賃貸不動産の購入・建築・改装・借換資金 【関東エリア】東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県 【中部エリア(※)】愛知県、三重県、岐阜県、静岡県 【近畿エリア】大阪府、兵庫県、京都府、奈良県 【九州エリア】福岡県 ※ 三重県、岐阜県、静岡県につきましてはお取り扱いできない地域がございます。 ・法人(自用含む)テナントが50%超入居する物件は対象外となります。 ・離島および市街化調整区域はお取り扱いできません。	
3. お借入金額	100万円以上2億円以内(10万円単位) ・ただし、お借入対象物件の当行鑑定評価額もしくは売買金額の低い方の90%以内となります。 ・2億円超のお借入も可能ですが、団体信用生命保険付保は2億円までとなります。	
4. お借入期間	1年以10年以内(※) ※ 個別審査により10年以上のお借入も可能です。お取引店または最寄の支店までご相談ください。	
5. お借入利率	当行所定金利（変動金利）	
6. ご返済方法	元金均等返済(※) ※ 個別審査により元利均等返済も可能です。お取引店または最寄の支店までご相談ください。	
7. 連帯保証人	代表者の方は連帯保証人になっていただきます。	
8. 担保	お借入の対象となる土地と建物に当行を第一順位とする抵当権を設定いただきます。	
9. 手数料 (消費税込)	・事務取扱手数料・・・ご融資金額の1.65% ・鑑定手数料・・・実費 ・一部または全額繰上返済手数料・・・いずれもご返済金額の2.00%	
10. 団体信用 生命保険 について	・3大疾病保障特約付団体信用生命保険または特約の付かない団体信用生命保険（死亡または所定の高度障害状態となった場合が保険金の支払対象）にご加入いただけます。 ・団体信用生命保険のご加入は最大2億円ですが、3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご加入は1億円までとなります。お借入が1億円を超える場合の団体信用生命保険につきましては、担当者までお問い合わせください。 ・保険料は当行が負担いたします。ただし、3大疾病保障特約付団体信用生命保険にご加入される場合は、お借入金利に+年0.1%となります。 ・所定の免責事項等、保険金をお支払いできない場合があります。お申込みにあたっては所定の「団体信用生命保険 重要事項に関するご説明【契約概要】【注意喚起情報】」を必ずお読みいただき、詳細をご確認ください。 ・団体信用生命保険のお申込みにあたっては、保険会社による審査がございます。審査の結果ご加入いただけない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・団体信用生命保険にご加入いただかなかった場合でも、お借入条件に影響はございません。	
11. その他	・賃料の入金口座は、当行のお客さま名義の口座とさせていただきます。 ・年1回以上、賃貸物件の収支及び入居情報をご報告いただきます。 ・1億円以上のお借入の場合、ローン契約、団体信用生命保険契約はそれぞれ2件となります。 （2億円を超えるお借入の場合、ローン契約3件、団体信用生命保険契約2件となります。） ・すでに当行と融資お取引のあるお客さまは、同一支店でのお取引とさせていただきます。	
12. お問い合わせ	お取引店または最寄の支店までお問い合わせください。	